

岩手県告示第660号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第4項の規定により、次のとおり水防警報を行う河川を指定した。

平成30年8月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 河川名 雫石川

2 指定区間

- (1) 左岸 岩手郡雫石町御明神赤淵94番1地先（志戸前川合流点）から岩手郡雫石町上野新里73番9地先（葛根田川合流点）まで
- (2) 右岸 岩手郡雫石町御明神志戸前81番1地先（志戸前川合流点）から岩手郡雫石町御明神長内69番2地先（葛根田川合流点）まで